

(7) 町民の皆さんは、基本理念に基づき、防犯に関する意識を高く

### ◆町民の責務

- 1 防犯意識の啓発
- 2 防犯活動に対する支援
- 3 防犯のための環境の整備

### ◆町の責務

- 1 自らの地域は自ら守るといふ防犯意識の高揚を図ること
- 2 お互いが支え合う地域社会の形成を図ること
- 3 犯罪が起きにくい環境の整備を図ること
- 4 子どもを犯罪被害から守ること

### ◆基本理念

# 防犯のまちづくり

## 推進条例が

## 10月1日から施行されます！

町では、防犯のまちづくりの基本理念を定め、町、町民、事業者および土地建物所有者などの責務を明らかにすることにより、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、「皆野町防犯のまちづくり推進条例」を制定し、10月1日から施行します。

め、地域における防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯のまちづくりにご協力をいただきます。

### ◆事業者の責務

事業者の皆さんは、基本理念に基づき、その事業活動に関し、犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、町が実施する防犯のまちづくりにご協力をいただきます。

### ◆土地建物所有者等の責務

土地建物所有者の皆さんは、基本理念に基づき、その土地または建物に係る安全確保のための必要な措置を講ずるとともに、町が実施する防犯のまちづくりにご協力をいただきます。

### 注意してください！

町内では、今年に入って空き巣などのドロボー被害が増加しています。皆さん、被害にあわないようご注意ください。

ドロボーは必ず下見をします。長期間留守にするときは新聞をとめる、または近所の人に預かっておいてもらうなど、留守であることがわからないようにしましょう。

また、買い物や子どもの送迎などちよつとした外出でも必ず鍵をかけるようにしましょう。



## ▶児童扶養手当◀

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計が異なる子どもや、父に一定の障害がある子どもを育てているかた(母親または養育者)に支給される手当です。

資格のあるかたは、所得にかかわらず申請できますが、申請するかたやその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

手当は、申請を受け付けた翌月分から、子どもが18歳になった年度の3月分まで支給され、年3回(4月・8月・12月)に4か月分ずつ支払われます。

なお、申請者が公的年金を受ける場合および対象児童が公的年金の加算の対象となる場合はこの手当は受けられません。

### ●手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	9,850円～41,710円
2人	46,720円	14,850円～46,710円
3人以上	1人につき3,000円加算	

## ▶特別児童扶養手当◀

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

資格のある方は、所得や各障害者手帳の交付の有無にかかわらず申請できますが、申請者やその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止されることがあります。

手当は、申請を受け付けた翌月分から、年3回(4月・8月・11月)に4か月分ずつ支払われます。

なお、子どもが障害による公的年金を受けている場合や児童福祉施設に入所している場合は、この手当は受けられません。

### ●手当の金額

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円

※障害の状態は、障害者手帳の等級とは異なります。

問合せ 住民福祉課福祉係 ☎62-1230 内線105